

改正

令和元年11月12日

令和7年3月26日

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険事業等の適正な運営を図るため、及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を有するものとして、江別市介護保険事業等運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、評価等に関すること。
- (2) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)に関する次に掲げる事項
 - ア センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - (ア) センターの担当する圏域の設定
 - (イ) センターの設置、変更及び廃止
 - (ウ) センターの業務を委託された法人による介護予防支援事業の実施
 - (エ) 第1号介護予防支援事業の実施
 - (オ) (ウ)及び(エ)に係るマネジメント業務の一部を委託できる居宅介護支援事業所
 - (カ) その他運営委員会がセンターの公正性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
 - イ センターの運営及び評価に関すること。
 - ウ センターの職員の確保に関すること。
 - エ 地域包括ケアに関すること。
 - オ その他センターに関すること。
- (3) 地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。)の運営に関する次に掲げる事項について意見を述べること。
 - ア 地域密着型サービス事業者の指定(緊急を要するものを除く。)
 - イ 地域密着型サービスの指定基準(軽微な変更に係るものを除く。)
 - ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が適正な運営を確保するために必要であると判断した事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、介護保険事業等の適正な運営を図るために必要な事項(組織)

第3条 運営委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療及び介護団体の関係者
- (2) 地域における相談事業等を担う関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 地域団体の関係者
- (5) 公募による者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長の指名により決定する。

- 4 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第7条 第2条第1号に規定する事項を協議するため、運営委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから互選により決定する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
(江別市介護保険事業計画策定等委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 江別市介護保険事業計画策定等委員会設置要綱（平成10年11月16日市長決裁）
 - (2) 江別市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成17年11月17日市長決裁）
 - (3) 江別市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年1月31日市長決裁）
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に行われた所要の手續等は、この要綱の規定により行われたものとみなす。
(江別市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正)
- 4 江別市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱（平成19年3月15日市長決裁）の一部を次のように改正する。
第9条第3項中「江別市地域包括支援センター運営協議会」を「江別市介護保険事業等運営委員会」に改める。
(会議の招集の特例)
- 5 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(準備行為)
- 6 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和元年11月12日）

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。